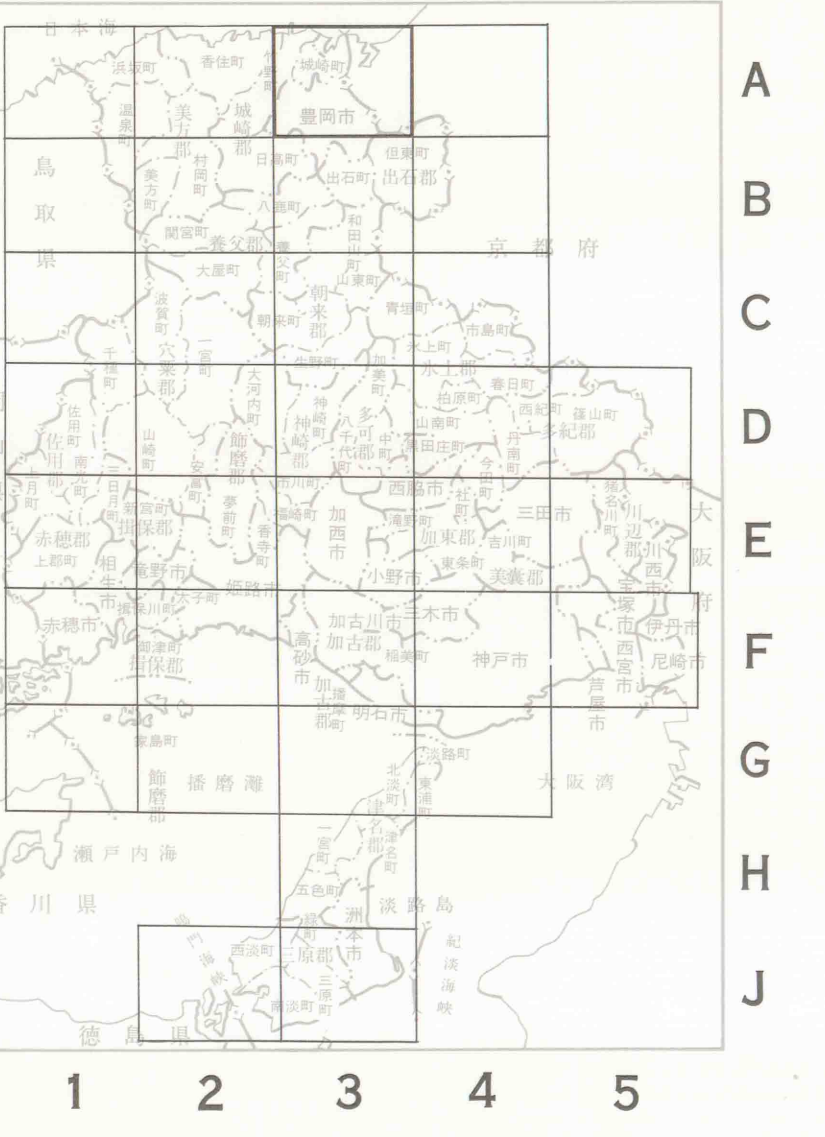


兵庫県宅地造成 工事規制区域図

A-3

索引図



(第5次指定)
昭和51年3月8日 官報 第14749号 建設省告示 第267号

次の各号に掲げる線（地物、施設及び工作物）にあっては、その境界線（以下「線」とする。）を境とする土地の区域

- ① 日本国有鉄道山陽本線
- ② 市道第1号下路線
- ③ 一般国道17号
- ④ 市道東神戸牧場
- ⑤ 市道高瀬西の線
- ⑥ 市道高瀬団地2号線
- ⑦ 西宮川
- ⑧ 市道高瀬川
- ⑨ 市道伊敷取池
- ⑩ 市道たて川
- ⑪ 日本国有鉄道山陽本線
- ⑫ 市道たて川
- ⑬ 市道三河島線
- ⑭ 八木村三河島から南東方向への線
- ⑮ 八木村三河島と開成電力送電線間に距離2号線と結ぶ線
- ⑯ 開成電力送電線間に距離2号線と距離3号線と結ぶ線
- ⑰ 開成電力送電線間に距離3号線と、四角三河島と長谷三河島との見通し線上長谷三河島から南へ1,000メートルの点を結ぶ線
- ⑱ 四角三河島から長谷三河島を見通した線
- ⑲ 市道高瀬西の線
- ⑳ 市道西岸線
- ㉑ 市道北山線
- ㉒ 市道宮の下線
- ㉓ 農道五石八崎線

備考) 1. 線中の点: a. 前期区画の線との最終の交点（最終の線にあっては、最終の線との最終の交点）とし、線の終点は、次期区画の線との最終の交点（最終の線にあっては、最終の線の終点）とする。
2. 地物、施設及び工作物の境界線は、断面による起点から終点に向けて右側の境界線とする。

注) この図面は、おおむねの区域を表明しているもので、詳細については、告示により確認してください。

1 : 25,000

